第百八十七条の次に次の一章を加える。

第八章　雑則

第百八十七条　法第百三十二条第二項により発する督促状は様式第八号によるものとする。

（督促状の様式）

第百八十八条　法第百三十五条第二項の厚生労働省令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

（協会による保険料の徴収に係る通知）

一　協会が当該滞納者に係る保険料の徴収を行う旨

二　協会が当該滞納者に係る保険料の徴収を行う期間

三　協会が当該滞納者から徴収を行うこととなる保険料の額

第百八十九条　職員が携帯すべき身分を示す証明書の様式は、次の各号の区分に応じ、当該各号に定めるところによる。

（身分を示す証明書の様式）

一　法第四十九条第一項の規定により質問を行う場合に同条第三項の規定により当該職員が携帯すべき証明書　様式第九号

二　法第四十九条第二項の規定により質問を行う場合に同条第三項の規定により当該職員が携帯すべき証明書　様式第十号

三　療養の給付、入院時食事療養費の支給、入院時生活療養費の支給又は保険外併用療養費の支給に関し、法第五十九条、第六十一条第七項、第六十二条第四項及び第六十三条第四項において準用する健康保険法第七十八条の規定に基づく保険医療機関若しくは保険薬局の関係者に対する質問又は保険医療機関若しくは保険薬局の設備若しくは診療録、帳簿書類その他の物件の検査を行う場合において、当該職員が携帯すべき証明書　様式第十一号

四　訪問看護療養費の支給又は家族訪問看護療養費の支給に関し、法第六十五条第十二項及び第七十八条第三項において準用する健康保険法第九十四条の規定に基づく指定訪問看護事業者の関係者に対する質問又は訪問看護ステーションにつき帳簿書類その他の物件の検査を行う場合において、当該職員が携帯すべき証明書　様式第十二号

五　法第百四十六条第二項の規定により当該職員が携帯すべき証明書　様式第十三号

（法第百五十三条第一項第十号の厚生労働省令で定める権限）

第百九十条　法第百五十三条第一項第十号の厚生労働省令で定める権限は、次のとおりとする。

一　国税徴収法（昭和三十四年法律第百四十七号）第三十二条第一項の規定の例による告知

二　国税徴収法第三十二条第二項の規定の例による督促

三　国税徴収法第百三十八条の規定の例による納入の告知

四　国税通則法（昭和三十七年法律第六十六号）第十一条の規定の例による延長

五　国税通則法第三十六条第一項の規定の例による納入の告知（納入告知書の発送又は交付に係る権限を除く。）

六　国税通則法第四十二条において準用する民法第四百二十三条第一項の規定の例による納付義務者に属する権利の行使

七　国税通則法第四十二条において準用する民法第四百二十四条第一項の規定の例による法律行為の取消しの裁判所への請求

八　国税通則法第四十六条の規定の例による納付の猶予

九　国税通則法第四十九条の規定の例による納付の猶予の取消し

十　国税通則法第六十三条の規定の例による免除

十一　国税通則法第百二十三条第一項の規定の例による交付

（法第百五十三条第一項第十五号の厚生労働省令で定める権限）

第百九十一条　法第百五十三条第一項第十五号の厚生労働省令で定める権限は、次のとおりとする。

一　第四条の規定による届書の受理

二　第五条第一項の規定による届書及び当該届書に添付された書類の受理

三　第十二条の規定による届書の受理

四　第十三条の規定による届書の受理

五　第二十二条第二項の規定による承認

六　第二十六条第一項及び第二項の規定による届書の受理

七　第二十八条の規定による届出の受理

八　第二十九条第一項及び第二項の規定による届出の受理

九　第三十六条第一項の規定による被保険者証の受領

十　第三十九条第一項の規定による被保険者資格証明書の交付

十一　第三十九条第二項の規定による被保険者資格証明書の受領

十二　第四十一条第二項の規定による高齢受給者証の受領

十三　第四十一条第四項の規定において準用する第三十六条第一項の規定による高齢受給者証の受領

十四　第百六十一条第二項の規定による届出の受理

十五　第百七十条の規定による告知

（厚生労働大臣に対して通知する事項）

第百九十二条　法第百五十三条第二項の規定により、機構が厚生労働大臣に対し、自ら権限を行うよう求めるときは、次の各号に掲げる事項を通知しなければならない。

一　厚生労働大臣に対し自ら行うよう求める権限の内容

二　厚生労働大臣に対し前号の権限を行うよう求める理由

三　その他必要な事項

（法第百五十三条第四項において準用する厚生年金保険法第百条の四第五項の厚生労働省令で定める事項）

第百九十三条　法第百五十三条第四項において準用する厚生年金保険法第百条の四第五項の厚生労働省令で定める事項は、次のとおりとする。

一　厚生労働大臣が法第百五十三条第二項に規定する滞納処分等（以下「滞納処分等」という。）を行うこととなる旨

二　機構から当該滞納処分等を引き継いだ年月日

三　機構から引き継ぐ前に当該滞納処分等を分掌していた年金事務所の名称

四　当該滞納処分等の対象となる者の氏名及び住所又は居所

五　当該滞納処分等の対象となる船舶所有者の住所地又は主たる事務所の所在地（仮住所があるときは、仮住所地とする。以下同じ。）

六　当該滞納処分等の根拠となる法令

七　滞納している保険料その他法の規定による徴収金の種別及び金額

八　その他必要な事項

（法第百五十三条第一項各号に掲げる権限に係る事務の引継ぎ等）

第百九十四条　法第百五十三条第三項の規定により厚生労働大臣が同条第一項各号に掲げる権限（以下この条において「権限」という。）の全部又は一部を自ら行うものとするときは、機構は次に掲げる事項を行わなければならない。

一　権限に係る事務の全部又は一部を厚生労働大臣に引き継ぐこと。

二　権限に係る事務に関する帳簿及び書類を厚生労働大臣に引き継ぐこと。

三　その他必要な事項

2　法第百五十三条第三項の規定により厚生労働大臣が自ら行っている権限の全部又は一部を行わないものとするときは、厚生労働大臣は次の事項を行わなければならない。

一　権限に係る事務の全部又は一部を機構に引き継ぐこと。

二　権限に係る事務に関する帳簿及び書類を機構に引き継ぐこと。

三　その他必要な事項

（法第百五十三条第一項各号に掲げる権限に係る届出等）

第百九十五条　法第百五十三条第一項各号に掲げる権限に係る事務に係る届出その他の行為は、機構の定める年金事務所に対してするものとする。